



令和5年（行ウ）第2号 BSL4施設指定差止め等請求事件

原告 山田一俊 ほか1名

被告 国

第 2 準 備 書 面

令和6年3月8日

長崎地方裁判所民事部合議B係 御中

被告指定代理人

- 久 保 幸 子 代
- 渡 邊 俊 幸 代
- 中 村 亮 代
- 比 嘉 友 美 代
- 佐 伯 和 子 代
- 尾 崎 亜 希 子 代
- 江 口 祥 矢 代
- 小 林 穂 乃 香 代
- 藤 本 洋 行 代
- 横 田 栄 一 代
- 林 徹 代
- 山 本 大 貴 代

杉	本	昌	生	
荒	川	ま	い子	
松	金	ひ	とみ	
小	林	郁	也	
荒	田	英	治	
品	川	拓	海	
柵	山	日	陽里	

第1 はじめに

被告は、原告ら第1準備書面に対して、必要な範囲で反論するとともに、従前の主張を補充する。

なお、略語は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第2 原告適格に係る原告らの主張には理由がないこと

1 原告らの主張

原告らは、原子炉施設周辺住民の原告適格が争われた最高裁判決（最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ。以下「もんじゅ最高裁判決」という。）を引用した上で、感染症法等の特定一種病原体等所持者に関する関係規定を列挙するなどして、本件各指定処分について、原告らには原告適格が認められる旨主張する（原告ら第1準備書面第3・3ないし16ページ）。

なお、原告らは、本件施設が「告示」（引用者注：感染症法56条の24が委任する厚生労働省令である感染症法施行規則31条の27第3号が再委任する建設省告示第2379号「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」を指すものと思われる。）基準に該当していないことなどを原告適格の根拠として主張するが（原告ら第1準備書面第3の4・14ないし16ページ）、かかる主張は、本件各指定処分の適法性に係る主張であると解され、原告適格に係る主張としては理由がない。

2 被告の反論

(1) 原告らが引用するもんじゅ最高裁判決の事案は本件とは異なり、本件において原告らが原告適格を有するとはいえないこと

原告らは、本件各指定処分に係る原告適格の主張に当たり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉規制法」という。）24条1項に基づく原子炉施設に対する設置

許可処分について、当該原子炉施設周辺住民の原告適格が争われたもんじゅ最高裁判決を引用した上、本件各指定処分に関係する感染症法等の各規定を列挙し、これらの各規定は特定一種病原体等の危険性を前提としたものであって、周辺住民を保護する趣旨も含まれている旨主張している（原告ら第1準備書面第3の2・7ないし12ページ）。

しかし、周辺住民のように処分の相手方でない者について、原告適格を基礎づける法律上の利益が認められるか否かの判断は、当該処分の根拠となる法令の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとされており、その利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとされているところ（行訴法9条2項）、上記原告らの主張は、単に本件各指定処分と関連性があると思われる規定を列挙するのみで、本件施設において取り扱われる可能性のある特定一種病原体等の具体的危険性などを明らかにしているとはいえない。

この点、原告らが引用するもんじゅ最高裁判決においては、「原子炉設置許可の基準として、右の三号（（引用者注：規制法24条1項3号）技術的能力に係る部分に限る。）及び四号が設けられた趣旨は、原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする

る者の右技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、右の者において所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある。」とし、右の三号及び四号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみ、これらの各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当であると判断されている。他方で、本件施設において取り扱われる可能性のある特定一種病原体は、全てウイルスであるところ、ウイルスは、生きた細胞の中でしか増殖できず（乙第9号証5ページ）、熱・pH・紫外線等に弱いという特性を有しているため（乙第10号証358ページ）、原子炉施設で扱う放射性物質やその他の化学物質とは異なり、環境中に残留や蓄積することはない。このように、本件施設において事故が発生した場合であっても、施設の周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼし、深刻な被害を受けるおそれは低く、原子炉施設におけるものとは全く異なっている。

したがって、原告らにおいて、原告適格があることを具体的に主張立証したものであることはできない。

(2) 小括

以上のとおり、原告らが、本件訴えについて「法律上の利益を有する」と認めることはできない。

なお、原告らは、WHOが作成したバイオセーフティレベル（BSL）に係る指針を「関係法令」（行訴法9条2項）として本件各指定処分に係る原告適格の主張をしているものと思われるが（原告ら第1準備書面第3の3・

12ないし14ページ)、WHOが作成した指針が「関係法令」に当たらないことは明らかであり、この点に係る原告の主張には理由がない。

第3 「一定の処分…がされること」(蓋然性)に係る原告の主張には理由がないこと

1 原告らの主張

原告らは、本件施設の整備に対して予算措置を講じられていること、本件施設を利用した計画や研究事業が存在していること、本件施設における研究について職員が公募されていることなどをもって、本件各指定処分がされることの蓋然性がある旨主張している(原告ら第1準備書面第4・16ないし19ページ)。

2 被告の反論

被告第1準備書面第3の2(2)(20及び21ページ)で述べたとおり、本件各指定処分がされるには、これに先立ち、長崎大学が、「政令で定める法人」(感染症法56条の3第2項)に当たる必要がある。そして、この政令は、「長崎大学の高度安全実験施設(BSL4施設)整備に係る国の関与について」(平成28年11月17日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定)において「厚生労働省は、法人要件以外の基準を満たしていると認められた時点で、政令改正を行う」(乙第7号証2ページ)と示されているとおり、長崎大学について、法人要件以外の本件各指定処分の基準を満たしているとの判断が行われた上で、制定されることになる。

しかるに、同準備書面で述べたとおり、本件各指定処分を行うに当たっては、長崎大学から厚生労働大臣に書類が提出されることが、その契機となるところ、本書面提出時においても、同書類が提出されたという事実はない。

したがって、本件各指定処分に係る厚生労働大臣の審査はいまだ開始されていない状況にあり、感染症法56条の3第2項における政令が制定される見込

みはない。

したがって、原告らが主張する上記各事実を踏まえても、客観的にみて本件各指定処分がされる相当程度の蓋然性があるということとはできないから、本件各訴えには、「一定の処分…がされること」（蓋然性）が認められず、本要件に係る原告らの主張には理由がない。

第4 「重大な損害が生じるおそれ」に係る原告の主張には理由がないこと

原告らは、本件各指定処分がされ、本件施設が稼働した後に、不具合が生じた場合、周辺住民に対し、生命や身体への影響が起こることや、損害の事後的な回復は困難であることなどをもって重大な損害が生じるおそれがある旨主張するが（原告ら第1準備書面第5・19ないし21ページ）、被告第1準備書面第3の3(2)（22及び23ページ）で述べたとおり、本件各指定処分がなされたとしても、その後、本件施設に特定一種病原体等が持ち込まれるまでには、特定一種病原体等の譲受けに係る厚生労働大臣の承認（感染症法56条の5第1号）、公安委員会に対する運搬の届出（同法56条の27）などの手続を経る必要がある。

したがって、原告らは、この間に、本件各指定処分の取消訴訟を提起するとともに執行停止を申し立て、裁判所の判断を求めることが可能であるから、本件各指定処分によって、「重大な損害を生ずるおそれ」があると認めることはできない。

第5 「その損害を避けるため他に適当な方法があるとき」ではないこと（補充性） に係る原告らの主張には理由がないこと

1 原告らの主張

原告らは、公立高等学校等の教職員が卒業式等の式典における国歌斉唱時の起立斉唱等に係る職務命令の違反を理由とする懲戒処分の差止めが求められた

事案（最高裁平成24年2月9日第一小法廷判決・民集66巻2号183ページ。以下「平成24年最高裁判決」という。）を引用し、本件についても、補充性の要件を満たしている旨主張するようである（原告ら第1準備書面第6・21ページ）。

2 被告の反論

平成24年最高裁判決は、「その損害を避けるため他に適当な方法がないとき」（補充性）の要件に係る判示部分において、懲戒処分的前提となる通達や職務命令については、処分性が認められないため、これらの取消訴訟及びその執行停止の申立てをすることはできないことに加え、「重大な損害が生じるおそれ」の要件に係る判示部分において、通達により、毎年度2回以上、都立学校の卒業式や入学式等の式典に際し、多数の教職員に対し本件職務命令が繰り返し発せられ、その違反に対する懲戒処分が累積し加重され、おおむね4回で停職処分に至るものとされており、取消訴訟等の判決確定に至るまでに相応の期間を要している間に、毎年度2回以上の各式典を契機として懲戒処分が反復継続的かつ累積加重的にされていくことなどを踏まえれば、処分がされたことなどにより容易に救済を受けることができるものであるとはいえないとして、懲戒処分の予防を目的とする事前救済の争訟方法として他に適当な方法があるとは解されないと判示したものである。

これに対し、本件においては、前記第4のとおり、本件各処分がされたとしても、その後、特定一種病原体等の譲受けに係る厚生労働大臣の承認（感染症法56条の5第1号）、公安委員会に対する運搬の届出（同法56条の27）などの手続を経なければ、本件施設に特定第一種病原体等を持ち込むことはできない（厚生労働大臣が同法56条の3第2項の特定一種病原体等所持者として国立感染症研究所を指定し、同条1項1号の施設として村山庁舎を指定した際には、村山庁舎に一種病原体等が持ち込まれるまでに約4年間を要したことは、被告第1準備書面第3の3(2)・22ページで述べたとおりである。）。す

なわち、本件各指定処分がされたとしても、直ちに原告ら周辺住民の生命身体に影響が生ずることはないから、処分がなされた後に、取消訴訟及び執行停止の申立てを行うことで原告らの権利救済を図ることは十分に可能である。

したがって、本件各訴えについては、いずれも、本件各指定処分がされた後に、「その損害を避けるため他に適当な方法があるとき」に当たり、同要件（補充性）を満たさない。

第6 結語

以上より、原告らの訴えはいずれも不適法なものであるから、速やかに却下されるべきである。

以 上